論点に対する回答

分 野	民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続並びに
	民事訴訟手続のデジタル化について
省庁名	法務省

論点1 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会における議論の状況

民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続については、民事 訴訟手続における議論の結果に影響を受ける部分が多い一方、手続によって は、その特性に応じた独自の規律が求められるものと考えられる。

【論点1-①】

現在の議論の状況について、部会における主要な論点項目及び意見の対立があった論点を中心に、御説明願いたい。

【回答1-①】

部会では、例えば、次のような点について議論がされている。

1 インターネットを用いてする申立て等

部会では、裁判所に対して行う申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネットを用いてすることができるものとすることや、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてすることを義務付けられる者の範囲について議論されている。

後者については、民事訴訟においてインターネットの利用を義務付けられている弁護士等の委任を受けた代理人等のほかに、その利用を義務付ける者の範囲を広げるかどうかが議論されている。裁判を受ける権利等の観点から、一般的に義務付ける者の範囲を広げることに慎重な意見も少なくないが、破産手続等における破産管財人については、その手続の特性や破産管財人の役割を踏まえ、インターネットの利用を義務付ける意見が多く出されており、部会においても、引き続き調査審議を行う予定である。

2 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

民事訴訟手続にはない期日(民事執行の手続における売却決定期日、民事保全の手続における仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立

ち会うことができる審尋の期日等)でウェブ会議等による期日参加を可能とすることや、非訟事件の手続等で遠隔地要件を削除するなどして、当事者等が遠隔地に居住していないケースでもウェブ会議等を利用して期日に参加することができることなど、ウェブ会議等の利用の範囲を拡大する方向で議論がされている。

3 提出された書面等及び記録媒体の電子化

提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等及びその電子化のルールについて、議論がされている。

電子化の対象事件等については、民事訴訟手続と同様に、法律上、全ての事件につき裁判所に提出された書面等及び記録媒体を電子化することに賛成する意見が少なくない。ただし、全ての事件において、全ての書面等についてインターネットを通じた閲覧等のニーズがあるとは限らないとして、民事訴訟手続と同様のルールをそのまま全ての事件に直ちに適用することに慎重な意見もある。

4 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる者の範囲(例えば、破産手続等において、申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等のほかに破産債権者を含めるかどうか)や、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる者の範囲について、議論がされている。

5 民事執行の手続における債務名義等の提出に関する規律の見直し 民事執行の手続において債務名義や裁判書の正本を提出するとされて いる場合において、債務名義や裁判書が裁判所において電磁的記録により 作成されたものであるときは、当該債務名義や裁判を証明する文書の提出 を不要とすることが議論されており、部会においても、そのような規律を 設ける方向で議論がされている。

【論点1-②】裁判所に対する申立て等

下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1) 民事執行、民事保全、倒産手続、非訟事件、民事調停、労働審判、人

事訴訟、家事事件における、裁判所に対する申立てについては、従来の紙や対面の手続をそのままオンライン化するだけでは不十分であり、国民目線で利用しやすいものとし、かつ、個別の手続だけでなく、一連の手続を通してデジタル化する必要があることから、システム上のフォーマット入力の方式とすべきではないか。

【回答 1-2-(1)】

法改正を受けて最高裁が開発することとなるシステムの内容に関する質問であり、現時点で確たるお答えは難しいが、フォーマット入力方式を導入することについては、最高裁としても前向きに対応する予定と聞いている。

(2)特に倒産手続の裁判所に対する申立てについては、デジタル化の効果が大きい手続であり、システム上のフォーマット入力が強く求められている。

フォーム入力することで、フォームに入力された情報を格別のデータとして扱うことが可能となり、データベースによる管理や数値・統計処理を行うことが可能となることから、倒産手続の申立てについて、定型的な申立書記載事項は、フォーム入力できるようなシステムを整備すべきではないか。

特に、債権届出は、その後の債権調査手続、配当(弁済)手続へと連なる手続であるから、債権届出についても、フォーム化により数値等をシステム上でデジタル入力できるようにするとともに入力された情報・データを基に、債権届出から債権認否を経て配当に至るまで、破産管財人等による一気通貫した債権管理を可能とするシステムを整備すべきではないか。債権届出や債権調査手続が倒産手続に特有の制度であることを考慮したシステム整備が必要であると考えるが、如何。

【回答 1-(2)-(2)】

最高裁からは、倒産手続におけるフォーマット入力方式の有用性については十分に認識しており、御指摘のような観点を踏まえて検討を進める予定である旨を聞いている。

【論点1一③】提出された書面等及び記録媒体の電子化

下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1) 民事執行、民事保全、倒産手続、非訟事件、家事事件における提出された書面等及び記録媒体の電子化については、一部ではあっても電子化の対象とならない事件記録の存在を許せば、電子化されている事件記録の網羅性が失われてしまい、かえって書面等又は記録媒体の形での事件記録の管理、保管、検索等による労力の増大と効率の悪化を招き、事件記録の電子化の効用を著しく低下させることになることから、全ての事件につき、電子化のルールを適用すべきではないか。

【回答1-3-(1)】

部会やパブリックコメントにおいては、民事執行等の手続において裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、利便性向上の観点から、法律上、全ての事件につき、電子化のルールを適用すべきであるとの意見があった。他方で、部会では、裁判所に提出された書面等を裁判所書記官において全て電子化しなければならないものとすると、裁判所における事務処理の負担が過剰なものとなり、かえってこれらの手続の適切な進行を妨げるという事態が生じるとの指摘や、全ての事件における全ての提出書面等につき電子的な閲覧等のニーズがあるとは限らないとの指摘があり、法律の定めとしては一定の範囲で電子化のルールを適用すべきであるとの意見もあった。

このように、様々な意見があるところであるが、いずれにしても、事件記録が電子化されることにより利便性が向上するとともに、合理的な事務処理が行われるようになるべきであるとの認識は、部会においても、基本的に共有されており、具体的な制度設計につき、部会において、御指摘にあるような点も踏まえて、議論が進められるものと承知している。

(2)特に破産事件の事件記録の電子化については、全事件記録を電子化することの効果が大きく、全ての事件について、電子化のルールを適用することが強く求められているため(※)、裁判所に提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録することにつき、原則として、裁判所書記官にその電子化を義務付けるべきであり、電子化の義務を負う範囲については、全ての事件につき、電子化のルールをそのまま適用すべきではないか。

(※)の理由は以下のとおり

- 例えば、自然人である債務者の破産手続が同時廃止により終了した場合であっても、免責手続において破産債権者は事件記録を閲覧して意見申述ができるのであり、これまでに破産債権者が事件記録を閲覧した上で免責について意見を出すということはほとんどないという実情があったとしても、それはむしろ事件記録の閲覧が容易ではなかったためと考えられるため。
- 同時廃止で終了した破産事件も含めて事件記録の全面的な電子化がなされ、電子化された事件記録の閲覧が可能となれば、破産手続廃止決定に対する不服申立ての権利や免責申立てに対する債権者の意見申述の権利がより実質的に行使が可能となり、破産事件のより適正な運用に資することとなるため。
- 自然人である債務者の破産手続が同時廃止で終了する場合は多数あるところ、そのような同時廃止事件についても、統計的な情報を得ることで自然人の破産手続の改善が可能となり、破産という事態に至る経緯や自然人の債務者の経済的な実態等をより正確に把握して、破産手続の運用や法改正のために限らず、経済政策のための資料としても活用できるため。

また、破産手続においては、裁判所や当事者だけでなく、破産手続全体に関与して破産手続を主体的に追行する職責を負う破産管財人等(破産管財人、破産管財人代理、保全管理人及び保全管理人代理)は、当該破産事件の事件記録に関して、民訴法の定めの準用により閲覧等の制限がされる営業秘密や秘匿事項も含めて、全面的に閲覧等をすることが認められるべきであることから、営業秘密や秘匿事項についてもファイルに記録されるべきではないか。

【回答1-3-(2)】

(前段について)

(1)について申し上げたように、部会やパブリックコメントにおいては様々な意見があり、引き続き部会において調査審議を行うことを予定しているが、御指摘の点を含め、部会において、破産手続の性質を踏まえた議論が進められるものと承知している。

(後段について)

部会では、例えば、破産者も閲覧等をすることができない秘匿情報(破産債権者がDVや犯罪等の被害者であり、破産者が加害者である場合におけるその破産債権者の住所、氏名等)や、破産法人が有する特許情報等の営業秘密につき、その情報の管理をより厳重に行うことを確保する観点から、民訴法と同様に、裁判所のサーバに記録する以外の方法により、保管することを許容することにつき検討している。パブリックコメントにおいても、民訴法と同様の定めを置くべきとの意見があったほか、御指摘と同様の観点から、閲覧等の制限がされる営業秘密や秘匿事項についても、裁判所のサーバに必ず記録しなければならないものとすべきであるとの意見があった。今後の部会においては、破産管財人のニーズ等の視点を踏まえつつ、DVや犯罪等の被害者といった秘匿情報の主体の利益等も考慮しながら、議論が進められるものと承知している。

【論点1-④】期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1)期日における積極的なウェブ会議及び電話会議の利用が求められているところ、民事執行(売却決定期日、配当期日、財産開示期日)、倒産手続(債権調査期日、債権者集会の期日)におけるウェブ会議及び電話会議の利用について、ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴かなければならないとすることは、ウェブ会議の利用を妨げる要因となりうることから、規律を設けないようにすべきではないか。

また、ウェブ会議又は電話会議の効果を最大限発揮するために、自宅等からもウェブ会議又は電話会議で期日に臨めるようにすることも検討すべきではないか。

【回答1-4-(1)】

(前段について)

債権調査期日、債権者集会の期日については、中間試案において、一定の者の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする案が提示され、部会でも、その方向で意見が多く出されている。また、売却決定期日、配当期日、財産開示期日については、ウェブ会議等の利用について関係人の意見を聴くことを要件としないことについて検討がされた。御指摘のとおり、これらの期日で全ての関係人の意見を聴取しなければならな

いものとすると、関係者が多数に上る場合もあることからウェブ会議による 期日の実施を困難にするおそれがあることは、部会でも指摘されている。今後の部会においても、御指摘にあるような点も踏まえて、議論が進められる ものと承知している。

(後段について)

民事訴訟法において、口頭弁論期日等にウェブ会議等で参加する際に当事者が所在する場所を制限することについて規律は設けられておらず、法律上、自宅等からの参加は可能である。部会でも、民事訴訟手続以外の手続の期日にウェブ会議等で参加する際に当事者等が所在する場所を制限することについて、別途の規律を設けることは議論されていない。

(2) 民事執行においては、入札期日や改札期日、競り売り期日といった民事執行規則上の期日についても、手続に関係する者の利便性を高めるために、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるべきではないか。

【回答1-4-(2)】

パブリックコメントにおいても、ウェブ会議等による開札期日等の実施を 認めること自体については賛成する意見が多い状況にあるが、他方で、実務 上検討すべき課題も複数指摘されている(例えば、動産執行における競り売 り期日についてウェブ会議等の利用を認めると直ちに動産の引渡しを受け、 代金を支払うことが困難になるおそれがあるとの指摘がされている。)とこ ろである。

最高裁からは、改正法の成立を受けて行うこととなる最高裁規則の改正の検討に当たっては、部会の議論やパブリックコメントで指摘があった課題も踏まえつつ、ウェブ会議等による開札期日等の実施について検討を続ける意向である旨を聞いている。

【論点1-⑤】電子化された事件記録の閲覧等

下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1) 倒産手続における事件記録の閲覧に際し、債権者の認定を厳重にし過ぎるとIT化による利便性の向上に反することになるため、債権者の認定については、債権者による疎明のほか、申立時の債権者一覧表記載や破産管財

人の新たな債権者報告等も参考にすることも検討されるべきではないか。

また、倒産手続において最も利害関係を有するのは債権者であり、記録の情報提供機能は最大化されるべきであるため、一定の債権者(例えば、債権届出をした破産債権者)はいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることをできるようにすべきではないか。

【回答1-⑤-(1)】

(前段について)

現在の実務においても、閲覧謄写が認められる利害関係人に該当するか否かについては、債権者による疎明のほか、申立時の債権者一覧表の記載や破産管財人の新たな債権者報告等も参考にした上で判断されているものと承知している。

(後段について)

事件係属中にいつでも裁判所外端末を用いて閲覧等をすることができる者の範囲については、これまでの部会(及びパブリックコメント)においても、申立人、破産者及び破産管財人等のほかに一定の債権者(例えば、債権届出をした破産債権者)を含めるかどうかといった点について、様々な意見が出されているところである。これらの意見を踏まえて、今後の部会でさらに議論が進められるものと承知している。

(2) プライバシー等の対応としては、閲覧制限の規律のほか、「目的外使用の禁止」について明文の規定を設け、違反した場合の罰則規定(過料)も検討されるべきではないか。

【回答1-⑤-(2)】

御指摘のような「目的外使用の禁止」についての明文の規定を設けることは、破産に関する情報が与信管理に用いられているとの指摘があるように、現に破産手続外で情報が利用されていることなどからすれば、破産手続における事件記録中の情報を利用する目的を一義的に定めることができるのかといった問題があり、慎重な検討が必要であると考えている。

【論点1一⑥】送達

下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1) 民事執行手続について、債権の差押えがなされた場合に、第三債務者となる金融機関に対しては、原則システム送達を利用することとすべきではないか。

また、送達がなされるに当たり、従来どおり、命令書等が送達されるのか、 システムによる送達がなされるのか、いずれの形式で送達されるかは送達さ れるまでは不明であるとすると、金融機関側は両方に備えた体制を整備する 必要があり、かえって負担が増すと思われる。

よって、基本的にシステム送達を受ける旨の届出をした場合には、それに よらない特段の事情がない限りは、システムで送達することとすべきであ り、それが困難な場合であっても、運用上、システム送達と書面送達の混在 によって金融機関側に過度な負担が生じることがないよう十分配慮すべき ではないか。

【回答1-6-(1)】

民事訴訟法では、送達を確実に行うこと等を確保するため、システム送達を受ける旨の届出がされていても、必要な場合には、裁判所(裁判所書記官)において、電磁的記録を出力した書面を送達する方法をとることができることしており、差押えのケースにおいて、システム送達を受ける旨の届出があったからといって、法律上、書面による送達の余地を否定することについては、慎重な検討が必要であると考えている。

もっとも、法律上の規定がどのようなものであれ、その実際の運用においては、実務上、金融機関等の第三債務者に対する過大な負担となることがないよう十分配慮すべきであると考えており、部会においても、そのような指摘がある。

最高裁としても、御指摘のような問題(金融機関側の体制整備、負担の問題)があることは認識しており、改正法施行後の運用が、送達の効力を安定して生じさせつつ、金融機関に過度の負担がかかることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を進めていく予定であると聞いている。

(2) 民事執行手続において、送達を受けるべき者が閲覧等をしない場合における送達の効力発生までの期間について、例えば大型連休等、金融機関側が送達内容の閲覧等をできない間に送達の効力が発生することがないよう配慮すべきではないか。

【回答1-6-(2)】

法律上、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する(民執法第20条において準用する民訴法第95条第3項)。したがって、送達を受けるべき者が閲覧等をしない場合における送達の効力発生までの期間の末日がこれらの休日に当たるときは、その翌日に期間が満了することとなり、これらの休日に送達の効力が発生することはない。

また、最高裁からは、御指摘のような問題意識を踏まえつつ、改正法施行後の運用が適切なものとなるよう、検討を進めていく予定であると聞いている。

【論点1一⑦】公告

下記(1)、(2)について、お答え願いたい

(1) 倒産手続における公告制度は、破産手続の集団処理のための根幹であり、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等 IT化の目的をより促進させることが求められる。

よって、中間試案(注1)記載のとおり、倒産手続における公告は、従来の官報への掲載を廃止し、「官報に掲載することに代えて」裁判所のウェブサイトに掲載する方法等をとらなければならないとすべきではないか。その際には、債務者のプライバシー保護の観点から、裁判所のウェブサイトへの掲載期間は、手続終結後一定期間とすべきではないか。

【回答1-⑦-(1)】

これまでの部会では、倒産手続における公告につき、官報への掲載を廃止 し、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとす べきとの意見が出され、パブリックコメントでもこれに賛成する意見があっ た。もっとも、官報への掲載を廃止し、裁判所のウェブサイトに掲載する方法のみとすることについては、その機能をウェブサイトにおける掲載により代替することができないとの理由から、その意見に反対する意見や、そもそも、破産手続に関する情報をウェブサイトに掲載することにつき、破産者の個人情報の保護等の観点から慎重な検討を要するとの意見などが、出されている。また、部会においては、インターネットの活用を念頭に置きつつも、既に、インターネット上で官報の情報が閲覧可能であること等を理由に、官報の方法による現在の破産公告の仕組みを維持する案が提案の一つとして提示され、パブリックコメントにおいても、この案を支持する意見が出されている。

御指摘の問題は、官報の制度が存在していることを踏まえつつ、以上のような指摘を踏まえて、慎重に検討すべき問題であると考えられるところであり、部会においては、既に、インターネット上で官報の情報が閲覧可能であることや、与信管理に用いられているとの指摘があること等を踏まえながら、慎重に検討がされるものと承知している。

(2)個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとの考え方もある一方で、破産の事実が裁判所外で一切公示されないこととなれば企業の与信管理業務等にも影響が生じ得るため、慎重に検討すべきという考え方もあると思われるが、現在の検討状況について御説明願いたい。

【回答1-(7)-(2)】

(1)の回答でも申し上げたように、御指摘のような考え方を含め、倒産手続の公告の在り方については様々な意見があり、部会においては、既に、インターネット上は官報の情報が閲覧可能であることや、与信管理に用いられているとの指摘があること等を踏まえながら、慎重に検討がされるものと承知している。

【論点1-8】第三者からの債務者の預貯金債権等に係る情報の取得

民事執行手続における債務名義に基づく預貯金債権等の情報取得手続に おいて、債務者の預貯金債権等に係る銀行等及び振替機関等の裁判所に対す る情報の提供は、書面でしなければならないこととされているところ、民事 執行手続のIT化にあたり、債権者・金融機関等の負担の軽減や情報提供の 迅速化のために、電子的な提供を可能とするべきではないか。

また、法制審等で議論されているようであれば、現在の検討状況及び今後 のスケジュール感についてご教示願いたい。

【回答1-8】

部会では、民事執行の手続において裁判所に対して行う申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネットを用いてすることができるものとする方向で議論がされており、ここでの申立て等には、情報提供命令に対する金融機関の回答も含まれると考えられる。

政府方針(令和3年12月24日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた 重点計画」)では「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタ ル化に向け、令和5年(2023年)の通常国会に必要な法案を提出」する こととされており、このような政府方針を踏まえながら、改正法案を提出す ることができるよう、尽力してまいりたい。

論点2 システム構築のスケジュール等について

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案の提出を目指しているところと承知しているが、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きいものや早期に実現可能なものについては、令和5年度以降、試行や先行運用を速やかに開始すべきである。

【論点2-①】今後のスケジュール等について

本格的な運用開始にいたるまでの、試行や先行運用に関するスケジュールについて、御説明願いたい。加えて、本格的な運用開始にいたるまでの、システム構築に関するスケジュールについても、御説明願いたい。

また、期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用については、資機材を 導入すれば実施することが可能であり、比較的、先行運用に適すると思われ るが、如何。

【回答2一①】

最高裁からは、システム構築のスケジュールについては、法改正の内容に加え、システム開発に関する専門的知見を踏まえて検討する必要があるため、現時点で確たるお答えは難しい旨を聞いている。試行や先行運用の開始時期についても、法改正の内容やシステムの開発状況を踏まえた検討が必要となるため、同様である。

なお、期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用を先行実施することについては、手続毎の特性等を踏まえて検討していく予定であると聞いているが、家事調停手続では、令和3年度に4つの家庭裁判所で試行を開始し、令和4年度には19の家庭裁判所でも運用開始しており、更に他の家庭裁判所への導入に向けて準備を進めていると聞いている。

【論点2-②】システム間の連携について

民事執行・民事保全・倒産等の民事手続は、民事訴訟手続も含めて相互に 連関するものであり、一連の手続としてデジタル化がなされるようにすべき であるところ、システム上、手続をどのように連携させることを検討してい るのか、御説明願いたい。

また、民事執行手続については、既存の不動産競売物件情報サイトとの連携も必要になるのではないか。

【回答2一②】

(前段について)

最高裁からは、法改正の内容を踏まえる必要があるため、現時点で確たる お答えは難しいものの、御指摘のとおり、民事訴訟手続と民事執行手続のよ うに相互に関連する民事手続については、システム上も連携して手続を進行 させることができるようにする方向で検討していると聞いている。

(後段について)

最高裁からは、不動産競売物件情報サイト(BIT)については、現在も 裁判所の民事執行手続に関するシステムと連携しており、買受希望者の方に 対する情報提供の手段として重要な役割を果たしているため、民事執行手続 のIT化後においても、BITとの連携も視野に入れて検討を進めていく意 向であると聞いている。

論点3 民事訴訟手続のデジタル化

本年5月、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)が可決・成立しているところ、今後は、円滑な施行に向け、業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に進めるとともに、国民のメリットが大きい手続等について、先行運用を開始できるように環境整備に取り組む必要がある。

以上を踏まえて、下記(1)、(2)について、お答え願いたい。

(1) 規制改革実施計画(令和4年6月閣議決定)において、「法務省は、 民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を 円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度 中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、 記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとっ てデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や 先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。」こととされているとこ ろ、令和5年度中に開始されることとなっているウェブ会議を用いた口頭弁 論の運用までの具体的なスケジュールについて、御説明願いたい。また、そ の他に試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組んでいるもの があれば、合わせて、御説明願いたい。

【回答3-(1)】

現行法下におけるウェブ会議を用いた争点整理手続の運用は、全国の地方裁判所の本庁・支部への導入に続き、令和4年11月、高裁への導入も完了したと聞いている。ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用については、争点整理手続の運用とは異なり、法廷内の傍聴人がウェブ会議によって参加する当事者の様子を閲覧等するためのモニター等が必要になるが、令和5年度中の運用開始に向けて、これらの準備を進めている旨を聞いている。

電子提出の先行実施としては、最高裁において、準備書面や書証の写しの電子提出を可能とするシステム(mints)を開発し、令和4年4月から、一部の庁での運用を開始しており、令和5年1月頃には、高裁の所在する8地裁本庁での運用を開始する予定であるなど、運用の拡大に取り組んでいると聞いている。

(2) 規制改革実施計画(令和4年6月閣議決定)において、「法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。」こととされているところ、充実されたサポートや書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることについての検討状況について、御説明願いたい。

【回答3-(2)】

デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートについては、法務省として、法テラスと協議しながら、当該手続に関する法制度や裁判所のシステム、弁護士会・司法書士会等が設置予定のITサポートに関する支援窓口等に関する各情報を提供することやFAQの作成・公開等を行うこと、「法律相談援助」の際に前記法制度等を教示するなどして、法的助言を含めた実質的なサポートを行うこと、「書類作成援助」として電子化される裁判所提出書類の作成援助を行うこと、法テラスの事務所に裁判所のシステムにアクセス可能な機器を設置して利用者に提供すること等について、検討を行っている。上記各サポートの詳細については、裁判所において導入されるシステムの具体的内容、法テラスの人員配置・予算措置の見込み等を踏まえ、関係機関・団体と連携しつつ、引き続き検討を行う。

お尋ねの手数料については、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)において、インターネットを用いてする申立て等の手数料につき、書面による申立て等に比べて一定額の引き下げを行っており、これにより施行を予定しているところであるが、同法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を見定めながら、必要に応じ、手数料の在り方について検討を行っていく。

(3) 規制改革実施計画(令和4年6月閣議決定)において、「法務省は、 民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重し つつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジ タル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手 続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設 計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとすることについての環境整備に取り組む。」となっているところ、国民目線で利用しやすいシステムとするために、どのようなシステムを構築することを検討しているのか、また、構築に向けた進捗状況はどうであるか、御説明願いたい。

【回答3-(3)】

最高裁が開発することとなるシステムの内容に関するものであり、現時点で確たることはいえないが、国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得については、システムへの必要な情報の登録とマイナンバーカードを用いた本人確認により、オンラインのみで完結する仕組みを検討していると聞いている。また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについては、最高裁としても前向きに対応する予定と聞いており、入力された情報の活用方法といった点も含め、検討が進められているとのことである。

進捗状況については、令和7年度に民事訴訟手続のデジタル化(フェーズ3)を実現すべく、現在、要件定義を行うとともに、来年度(令和5年度)以降の設計・開発着手に向けた予算要求をしたものと聞いている。